阪神・淡路大震災関連の税制特例措置

平成17年1月現在

制度名	根拠	期限	特例措置等の内容
＜国土交通省、経済産業省、総務省＞ 不動産取得税の軽減特例	地方税法附則第11条第26項	12.3.31までの取得 (H11税制改正により創設 H11.4.1施行) ↓ 17.3.31までの取得 (H12税制改正により延長)	震災により滅失、損壊した被災家屋の所有者等が、代替家屋を平成17年3月31日までに取得した場合、被災家屋の床面積に相当する部分について税を軽減
＜国土交通省、経済産業省、総務省＞ 被災資産に代替する資産を取得した場合の固定資産税の特例	地方税法附則第16条の2	10.1.1までの取得 ↓ 12.3.31までの取得 ↓ 17.3.31までの取得	大震災により滅失・損壊した家屋の所有者等が、これに代わる家屋を平成17年3月31日までに取得した場合に、従前の床面積に相当する部分について当初4年間は1/2、その後2年間は1/3、固定資産税額及び都市計画税を減額する。
＜国土交通省、総務省＞ 住宅用地に係る固定資産税等の特例	地方税法	平成9年年度分 ↓ 平成12年度分 ↓ 平成17年度分	大震災により住宅が滅失・損壊した場合、平成17年度分までの固定資産税及び都市計画税について、従前、住宅用地であった土地に住宅が建設されるまでの間は、住宅用地（課税標準の軽減措置有）としての認定を行う。
＜財務省＞ 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の特例	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第41条	10.3.31 ↓ 12.3.31 ↓ 17.3.31（終了）	阪神・淡路大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成7年1月17日から17年3月31日までの間に作成するものは、印紙税を課さない。
＜財務省＞ 被災代替資産等の特別償却	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10,18条	12.12.31 ↓ 14.3.31 ↓ 17.3.31（終了）	震災により滅失・損壊した建物構築物又は機会装置の代替資産等について特別償却を認める。
＜財務省＞ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第14条 第21条	10.3.31 ↓ 12.3.31 ↓ 14.3.31 ↓ 17.3.31（終了）	特定の事業用資産を買換えた場合等について課税繰延割合の特例が適用される。
＜財務省＞ 被災住宅等に代替する住宅等を取得する場合の登録免許税の特例	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第37条 第38条	10.3.31 ↓ 12.3.31 ↓ 17.3.31（終了）	大震災により滅失・損傷した住宅に代えて新たに取得する住宅について平成17年3月31日までの間の所有権の保存登記等に係る登録免許税が免除される。 また、一定の共同住宅等の敷地の所有権の移転登記に対する登録免許税について、平成10年4月1日から17年3月31日までの間については免除される。

制　度　名	根　拠	期　限	特例措置等の内容
<財務省> 住宅取得促進税制の特例	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第16条	13. 12. 31 ↓ 16. 12. 31 （終了）	震災により居住の用に供することができなくなった居住者が、その日以後はじめて住宅等を取得し平成９年１月１日から16年12月31日までの間に供した場合、以後６年間借入残高に一定の率を乗じた額を所得税から控除することができる。
<経済産業省、総務省> ＦＡＺ法（輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法）に基づいて実施する地方税の不均一課税に係る減収補填措置の被災地特例	自治省令 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方公共団体の特例を定める省令 H8. 3. 29	10. 3. 23 ↓ 12. 3. 23 ↓ 14. 3. 23 ↓ 17. 3. 31（終了） 但、輸入貨物流通促進施設のみ	ＦＡＺ法に基づいて不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を実施した場合、税収減収分の一定率を地方交付税交付金により補填する。（従来は財政力指数が、都道府県0. 50市町村0. 72未満の地方公共団体が補填対象）
<財務省> 居住用財産の譲渡所得に係る災害特例	租税特別措置法 第31条の５ 第35条 第36条の２ 第36条の５ 第36条の６	10. 3. 31 ↓ 12. 3. 31 ↓ 14. 3. 31（終了）	震災により滅失した家屋の敷地を譲渡する場合の譲渡所得に係る①3, 000万円の特別控除②長期譲渡所得の軽減税率の適用③住居用財産の買換え特例　等
<財務省> 公益法人の建物等の震災復旧のための寄付金の取扱の特例	H7. 3. 27 大蔵省告示 第58号	7. 3. 27 ↓ 9. 3. 31 ↓ 11. 3. 31 ↓ 12. 3. 31 ↓ 13. 3. 31（終了）	宗教法人や学校法人等の公益法人が公益事業用の建物等の復旧のために募集する寄付金について、主務官庁の認定など一定の要件のもと、寄付者が寄付額に応じ、所得税又は法人税の減免措置を受けることができる制度。
<国土交通省> 阪神・淡路大震災の被災地域における公共用地取得に係る税制上の特例	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	9. 3. 31 ↓ 11. 3. 31 ↓ 12. 3. 31（終了）	一定の公共主体が取得する特定住宅被災市町村区域内の土地等の譲渡所得について 2, 000万円の特別控除を適用する。
<国土交通省> 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の適用期限延長	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第９条	10. 3. 31 ↓ 12. 3. 31（終了）	被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅について５年間、耐用年数35年以上のものについては70%、耐用年数35年未満のものは50%の割増償却が可能。
<総務省、財務省> 雑損控除等の適用年度の特例	所得税法地方税法の一部を改正する法律 H7. 2. 20	６年所得又は７年分所得 （終了）	住宅等に被害を受けた者は、所得税等における雑損控除が、本来はＨ７年分の所得税に適用されるが、特例によりＨ６年分の所得税等への適用を選択可。 なお、損失額が大きく、控除しきれない金額は、翌年以後３年間に繰り越して各年の所得金額から控除可。